

るみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者に対して質問し、又はこれらの者について次に掲げる物件を検査することができる。

- 一 酒類製造者が所持する酒類、酒母、もろみ又は酒類の製造の際生じた副産物
- 二 酒母の製造者が所持する酒母
- 三 もろみの製造者が所持する酒母又はもろみ
- 四 酒類の販売業者又は特例輸入者が所持する酒類
- 五 酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域から引取りに関する一切の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四項において同じ。）
- 六 酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器又は原料その他の物件
- 2| 当該職員は、前項第一号から第四号までに掲げる物件又はその原料を検査するため必要があるときは、これらの物件又はその原料について、必要最少限度の分量の見本を採取することができる。
- 3| 当該職員は、運搬中の酒類、酒類のかす、酒母若しくはもろみを検査し、又はこれらのものを運搬する者に対しその出所若しくは到達先を質問することができる。
- 4| 当該職員は、酒税の徴収上必要があると認めるときは、酒類製造者又は酒類販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の酒類の製造若しくは販売に関し参考となるべき事項を質問し、又は当該団体の帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 5| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、検査のため必要があると認めるときは、酒類製造者若しくは酒母若しくはもろみの製造者の製造場にある酒類、酒母若しくはもろみの移動を禁止し、又は取締り必要があると認めるときは、酒類製造者の製造場にある次に掲げる物件に封を施すことができる。ただし、第二号の物件について封を施すことができる箇所は、政令で定める。
 - 一 酒類の原料（原料用酒類を含む。）の容器
 - 二 使用中の蒸留機（配管装置を含む。）及び酒類の輸送管（流量計を含む。）
 - 三 酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具又は容器で使用を休止しているも

6| 第二項の規定により採取した見本に関しては、第六条、第二十条の二第一項又

は第二項及び第三十条の四の規定は、適用しない。

7| 当該職員は、前各項の規定による質問、検査又は処分をする場合においては、
その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなけ
ればならない。

8| 第一項から第四項までの規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認め
られたものと解してはならない。

(納税地)

第五十三条 省略

第五十五条 省略

2省略

3| 第一項第一号に規定するもののほか、第三十条の二第一項又は第二項の規定に

よる申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年
以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4| 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税相当額の三倍が五十万円を超えるときは、
情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて該相当額の三倍以下とすることが
できる。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下
の罰金に処する。

一省略

二 第三十条の二第一項若しくは第二項又は第三十条の三第一項の規定による申
告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 第三十条の三第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又
は偽りの申告書を提出した者

四・七省略

2・3省略

第五十六条 同上

一 同上

二 第三十条の二第一項若しくは第二項又は第三十条の三第一項の規定による申
告書の提出を怠つた者

三 第三十条の三第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を
提出した者

四・七 同上

2・3 同上

第五十七条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第三項
又は前条第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科するこ
とができる。

第五十七条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は前条第一項
の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三 省略

四 第二十八条第七項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

五〇八 省略

九 第四十六条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

十 第四十七条第一項から第三項までの規定による申告をせず、又は偽つた者

一一 省略

一二 第五十条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は偽つた者

二〇四 省略

第五十九条 省略

2 前項の規定により第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十五条第一項若しくは第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各条

第五十九条 同上

2 前項の規定により第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各条の罪についての時効の期間による。

第五十八条 同上

一〇三 同上

四 第二十八条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

五〇八 同上

九 第四十六条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

十 第四十七条第一項から第三項までの規定による申告を怠り、又は偽つた者

一一 同上

一二 第五十条の二第一項又は第二項の規定による届出を怠り、又は偽つた者

一二 同上

十三 第五十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二〇四 同上

(たばこ税法の一部改正)

第八条　たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章　総則(第一条—第九条)
第二章　課税標準及び税率(第十条・第十一条)
第三章　免税及び税額控除等(第十二条—第十六条)
第四章　申告及び納付等(第十七条—第二十二条の二)
第五章　雑則(第二十三条—第二十六条)
第六章　罰則(第二十七条—第二十九条)
附則

(課税済みの輸入製造たばこ税の輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付)

第十五条　省略

2・3　省略

4　第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による還付金には、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金は、付さない。

(戻入れの場合のたばこ税の控除等)

第十六条　省略

2・6　省略

7　第四項又は第五項の規定による還付金につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

1・2　省略

(採取した見本に関する適用除外)

第二十二条の二　国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号ハ(当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権)の規定により採取した見本に関しては、第四条及び第十七条から第二十条ま

目次

- 第一章　同上
第二章　同上
第三章　同上
第四章　申告及び納付等(第十七条—第二十二条の二)
第五章　雑則(第二十三条—第二十七条)
第六章　罰則(第二十八条—第二十条)
附則

(課税済みの輸入製造たばこ税の輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付)

第十五条　同上

2・3　同上

4　第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による還付金には、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金は、付さない。

(戻入れの場合のたばこ税の控除等)

第十六条　同上

2・6　同上

7　第四項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

1・2　同上

での規定は、適用しない。

(当該職員の権限)

第二十七条 国税庁、国税局、税務署又は税關の当該職員（以下「当該職員」という。）は、たばこ税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

- 1 第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 2 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。
- 3 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最小限度の分量の見本を採取すること。
- 4 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。
- 5 当該職員は、たばこ税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者、たばこ事業法第九条第一項（製造たばこの販売価格）に規定する卸販売業者又は小販売業者（同条第六項に規定する小販売業者をいう。以下同じ。）の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の製造たばこの取引に關し参考となるべき事項を諮詢することができる。
- 6 第二項第三号の規定により採取した見本に關しては、第四条及び第十七条から第二十条までの規定は、適用しない。
- 7 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 8 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十七条 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役

若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万

第二十八条 同上

2 同上

円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えた場合はこの税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第七項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

二 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 第十八条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

四 第二十四条の規定による申告をせず、又は偽つた者

五 第二十五条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六 第二十七条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 省略

2 前項の規定により第二十七条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

第三十条 同上

2 前項の規定により第二十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(揮発油税法の一部改正)

第九条 挥発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
第二章 課税標準及び税率(第八条・第九条)
第三章 申告及び納付等(第十条—第十三条の二)
第四章 免税及び税額控除等(第十四条—第十七条)
第五章 雜則(第十八条—第二十六条)
第六章 罰則(第二十七条—第二十九条)
附則

(採取した見本に関する適用除外)

第十三条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の五第二号ハ(当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権)の規定により採取した見本に関しては、第三条及び第十条から第十二条の二までの規定は、適用しない。

(戻入れの場合の揮発油税の控除等)

第十七条 挥発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を当該製造場に戻し入れた場合には、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、政令で定めるところにより、当該製造者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。次項において同じ。)に記載した同条第一項第六号に掲げる揮発油税額から当該揮発油につき当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ。)に相当する金額を控除する。

一 省 略

二 当該揮発油の戻入れのために他の製造場からの移出につき第十四条第一項の適用があつた場合

2 挥発油の製造者が他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取

目次

- 第一章 同上
第二章 同上
第三章 申告及び納付等(第十条—第十三条)
第四章 同上
第五章 雜則(第十八条—第二十六条の二)
第六章 同上
附則

(もどし入れの場合の揮発油税の控除等)

第十七条 挥発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を当該製造場にもどし入れた場合には、次の各号の一に該当する場合を除き、政令で定めるところにより、当該製造者が当該もどし入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。以下次項において同じ。)に記載した同条第一項第六号に掲げる揮発油税額から当該揮発油につき当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。)に相当する金額を控除する。

一 同 上

二 当該揮発油のもどし入れのために他の製造場からの移出につき第十四条第一項の適用があつた場合

2 挥発油の製造者が他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取

られた揮発油（当該移出又は引取り後使用されたものを除く。）を揮発油の製造場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該揮発油をその移入した製造場から更に移出したときは、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書に記載した同項第六号に掲げる揮発油税額から当該揮発油につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵収された、若しくは徵収されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 省略

4 挥発油の製造者がその製造場から移出した揮発油（当該移出後使用されたものを除く。）を、その製造を廃止した後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該製造場であった場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該揮発油を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る第十条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする揮発油税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

6 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により揮発油の製造場における製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該製造場から移出された揮発油を当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

7 省略

8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかのいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算する

られた揮発油（当該移出又は引取り後使用されたものを除く。）を揮発油の製造場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該揮発油をその移入した製造場からさらに入れたときは、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書に記載した同項第六号に掲げる揮発油税額から当該揮発油につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵収された、若しくは徵収されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 同上

4 挥発油の製造者がその製造場から移出した揮発油（当該移出後使用されたものを除く。）を、その製造を廃止した後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定めるところにより当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該揮発油を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る第十条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする揮発油税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

6 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により揮発油の製造場における製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該製造場から移出された揮発油を当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

7 同上

8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

ものとする。

一・二 省 略

一・二 同 上

(当該職員の権限)

第二十六条 国税庁、国税局、税務署又は税關の当該職員（以下「当該職員」という。）は、揮発油税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 第二十四条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する揮発油、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 二 揥発油を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する揮発油又は前号に規定する揮発油について必要最小限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

五 当該職員は、揮発油税に関する調査について必要がある場合には、第二十四条に規定する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

六 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第三条及び第十条から第十二条の二までの規定は、適用しない。

七 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

八 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(納税地)

第二十六条 省 略

第二十七条 省 略

第二十七条 同 上

第二十七条 同 上

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十一条第一項の規定による申告書をその

提出期限までに提出しないことにより揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4) 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて当該揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第十一条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

二 第十一条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

三 第十四条第七項（第十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

四 省略

五 第二十三条の規定による申告をせず、又は偽つた者

六 第二十四条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 省略

2 前項の規定により第二十七条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

第二十八条 同 上

一 第十一条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

三 第十四条第七項（第十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

四 同 上

五 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 同 上

2 前項の規定により第二十七条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(地方揮発油税法の一部改正)

第十一条 地方揮発油税法(昭和三十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

(延滞税)

第十一条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)の規定により地方揮発油税及び揮発油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る地方揮発油税額及び揮発油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき地方揮発油税に係る延滞税の額及び揮発油税に係る延滞税の額とする。

2 省略

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十一条 前条第一項の規定は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定により地方揮発油税及び揮発油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 省略

(還付及び充当)

第十二条 省略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条第一項に規定する還付金等及び過誤納に係る滞納処分費並びに同法の規定による還付加算金を未納の地方揮発油税又は揮発油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 省略

(還付加算金)

第十三条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定により還付加算金を、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額又は地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額又は地方揮発油税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額についてこれららの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百

(延滞税)

第十一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定により地方揮発油税及び揮発油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る地方揮発油税額及び揮発油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき地方揮発油税に係る延滞税の額及び揮発油税に係る延滞税の額とする。

2 同上

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十一条 前条第一項の規定は、国税通則法の規定により地方揮発油税及び揮発油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 同上

(還付及び充当)

第十二条 同上

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び過誤納に係る滞納処分費並びに国税通則法の規定による還付加算金を未納の地方揮発油税又は揮発油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 同上

(還付加算金)

第十三条 国税通則法の規定により還付加算金を、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額又は地方揮発油税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれららの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百

十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定により加算すべき地方揮発油税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とする。

2 省略

(端数計算)

第十四条 地方揮発油税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に関する同法の規定を適用するときは、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

(採取した見本に関する適用除外)

第十四条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第二号ハの規定により採取した見本に関しては、第五条及び第七条の規定は、適用しない。

(当該職員の権限)
第十四条 地方揮発油税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に関する同法の規定を適用するときは、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

四十三に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき地方揮発油税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とする。

2 同上

(端数計算)

第十四条 地方揮発油税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に関する同法の規定を適用するときは、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

(当該職員の権限)

第十四条の二 国税庁、国税局、税務署又は税關の当該職員（以下「当該職員」という。）は、地方揮発油税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 挥発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者に対しても質問し、又はこれらの者の業務に関する揮発油、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 二 握発油を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。
- 三 第一号に規定する者の業務に関する揮発油又は前号に規定する揮発油について必要最少限度の分量の見本を採取すること。
- 四 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、地方揮発油税に関する調査について必要がある場合には、揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を詮問することができる。

(罰則)

第十五条 省略

3 第一項第一号に規定するもののほか、第七条第一項の規定により揮発油税の申告にあわせて申告しなければならない地方揮発油税の申告を、当該揮発油税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことにより地方揮発油税を免れた者は

4 五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて当該地方揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

(罰則)

第十五条 同上

2 同上

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関するては、第五条第一項若しくは第二項又は第七条の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六条 第十四条の二第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により前条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(石油ガス税法の一部改正)

第十一條 石油ガス税法(昭和四十年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次

| |
|--------------------------|
| 第一章 総則(第一条—第八条) |
| 第二章 課税標準及び税率(第九条・第十条) |
| 第三章 免税及び税額控除等(第十一条—第十五条) |
| 第四章 申告及び納付等(第十六条—第二十条の二) |
| 第五章 雜則(第二十一条—第二十六条) |
| 第六章 罰則(第二十七条—第二十九条) |
| 附則 |

2 省略

(納稅義務者)

第四条 石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充填する者(以下「石油ガスの充填者」という。)は、その石油ガスの充填場から移出された課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

(戻入れの場合の石油ガス税の控除等)

第十五条 石油ガスの充填者がその石油ガスの充填場から移出された課税石油ガス(第三項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。)を当該石油ガスの充填場に戻し入れた場合には、当該石油ガスの充填者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。次項及び第三項において同じ。)に記載した同条第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既にこの項、次項、第三項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。同項において同じ。)に相当する金額を控除する。

2 石油ガスの充填者が他の石油ガスの充填場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガス(次項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。)をその石油ガスの充填場に移入した場合(前項の規定による控除を受ける

目次

| |
|------------------------|
| 第一章 同上 |
| 第二章 同上 |
| 第三章 同上 |
| 第四章 申告及び納付等(第十六条—第二十条) |
| 第五章 雜則(第二十一条—第二十七条) |
| 第六章 罰則(第二十八条—第三十条) |
| 附則 |

2 同上

(納稅義務者)

第四条 石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする者(以下「石油ガスの充てん者」という。)は、その石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

(戻入れの場合の石油ガス税の控除等)

第十五条 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガス(第三項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。)を当該石油ガスの充てん場に戻し入れた場合には、当該石油ガスの充てん者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。次項及び第三項において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既にこの項、次項、第三項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。同項において同じ。)に相当する金額を控除する。

2 石油ガスの充てん者が他の石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガス(次項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。)をその石油ガスの充てん場に移入した場合(前項の規定による控除を受ける

べき場合を除く。)において、当該課税石油ガスをその移入した石油ガスの充填場から更に移出したときは、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該他の石油ガスの充填場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項、次項又は第五項の規定によ行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

3 石油ガスの充填者がその石油ガスの充填場から移出した課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合において、当該領収をすることができなくなつたことに正当な理由があることについて、当該石油ガスの充填者が、政令で定めるところにより、当該石油ガスの充填場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該承認を受けた日の属する月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該領収をすることができなくなつた販売代金に係る課税石油ガスの重量に対する石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に第一項、前項、この項又は第五項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。)として政令で定めるところにより計算した金額を控除する。

4 省略

5 石油ガスの充填者がその石油ガスの充填場から移出した課税石油ガスを、その石油ガスの充填場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充填を引き続ぎ行わないこととなつた後(第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該石油ガスの充填場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該石油ガスの充填場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

6 第一項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする石油ガスの充填者(第三項の規定の適用を受ける者を除く。)は、当該控除又は還付に係る次の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油ガス税額に相当

受けるべき場合を除く。)において、当該課税石油ガスをその移入した石油ガスの充てん場から更に移出したときは、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該他の石油ガスの充てん場から移出により納付された、若しくは納付されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に第一項、前項、この項又は第五項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合において、当該領収をすることができなくなつたことに正当な理由があることについて、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該承認を受けた日の属する月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該領収をすることができなくなつた販売代金に係る課税石油ガスの重量に対する石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に第一項、前項、この項又は第五項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。)として政令で定めるところにより計算した金額を控除する。

4 同上

5 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた後(第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該石油ガスの充てん場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

6 第一項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする石油ガスの充填者(第三項の規定の適用を受ける者を除く。)は、当該控除又は還付に係る次の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油ガス税額に相当

する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

7 第三項の規定の適用を受けた者が同項の規定の適用を受けた課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした販売代金に係る課税石油ガスの重量として政令で定めるところにより計算した重量の課税石油ガスを、当該領収をした時に、その者が当該課税石油ガスを充填して同項の規定の適用を受けた石油ガスの充填場から移出したものとみなす。この場合において、当該移出したものとみなされた課税石油ガスに課されるべき石油ガス税の税率は、当該課税石油ガスにつき第三項の規定により控除された石油ガス税額の計算の基礎となつた税率とする。

8 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により石油ガスの充填場における石油ガスの充填業（対価を受けるかどうかを問わず、反覆して石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充填することをいう。以下同じ。）を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該石油ガスの充填場から移出された課税石油ガスを当該石油ガスの充填場に戻し入れたとき、又は被相続人により当該石油ガスの充填場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、第一項から前項までの規定を適用する。

9 相続があつた場合において、当該相続に係る被相続人について第三項の規定が適用された課税石油ガスの販売代金の全部又は一部を相続人が領収したときは、当該販売代金については、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして第七項の規定を適用する。ただし、当該相続に係る全ての相続人が石油ガスの充填場における石油ガスの充填業を承継しない場合は、この限りでない。

10 第八項の規定は、合併により石油ガスの充填場における石油ガスの充填業を承継した法人がある場合について、前項の規定は、法人が合併した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と、「又は被相続人」とあるのは「又は合併により消滅した法人」と、前項中「相続に係る被相続人」とあるのは「合併により消滅した法人」と、「相続人が領収した」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立された法人が領収した」と、「その相続人」及び「当該相続に係る全ての相続人」とあるのは「その合併後存続する法人又は合

当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

7 第三項の規定の適用を受けた者が同項の規定の適用を受けた課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした販売代金に係る課税石油ガスの重量として政令で定めるところにより計算した重量の課税石油ガスを、当該領収をした時に、その者が当該課税石油ガスを充てんして同項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。この場合において、当該移出したものとみなされた課税石油ガスに課されるべき石油ガス税の税率は、当該課税石油ガスにつき第三項の規定により控除された石油ガス税額の計算の基礎となつた税率とする。

8 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業（対価を受けるかどうかを問わず、反覆して石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんすることをいう。以下同じ。）を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れたとき、又は被相続人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、第一項から前項までの規定を適用する。

9 相続があつた場合において、当該相続に係る被相続人について第三項の規定が適用された課税石油ガスの販売代金の全部又は一部を相続人が領収したときは、当該販売代金については、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして第七項の規定を適用する。ただし、当該相続に係る全ての相続人が石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継しない場合は、この限りでない。

10 第八項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について、前項の規定は、法人が合併した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と、「又は被相続人」とあるのは「又は合併により消滅した法人」と、前項中「相続に係る被相続人」とあるのは「合併により消滅した法人」と、「相続人が領収した」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立された法人が領収した」と、「その相続人」及び「当該相続に係る全ての相続人」とあるのは「その合併後存続する法人

併により設立された法人」と、それぞれ読み替えるものとする。

11 分割により石油ガスの充填場における石油ガスの充填業を承継した法人がある場合において、分割をした法人により当該石油ガスの充填場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたときは、その承継した法人が当該移出をしたものとみなして、同項、第四項及び第七項の規定を適用する。

12 第九項の規定は、法人が分割をした場合について準用する。この場合において、同項中「相続に係る被相続人」とあるのは「分割をした法人」と、「相続人が領収した」とあるのは「分割により事業を承継した法人が領収した」と、「その相続人」とあるのは「その分割により事業を承継した法人」と、「当該相続に係る全ての相続人」とあるのは「当該分割により事業を承継した全ての法人」と読み替えるものとする。

13 第四項又は第五項の規定による還付金につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる日の翌日から起算するものとする。

一・二 省略

（移出に係る課税石油ガスについての石油ガス税の期限内申告による納付等）

第十八条 第十六条第一項の規定による申告書を提出した石油ガスの充填者は、当該申告書の提出期限から一月以内に、当該申告書に記載した移出に係る納付すべき税額に相当する石油ガス税を、国に納付しなければならない。

2 第五条第一項ただし書又は第六条第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、これらの規定に規定する石油ガスの充填場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

3 第一項の規定は、同項に規定する申告書を提出すべき石油ガスの充填者で、当該申告に係る月分の石油ガス税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律に規定する期限後申告書又は修正申告書を同項の納期限前に提出したものについて準用する。

（採取した見本に関する適用除外）

第二十一条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律

又は合併により設立された法人」と、それぞれ読み替えるものとする。

11 分割により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合において、分割をした法人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたときは、その承継した法人が当該移出をしたものとみなして、同項、第四項及び第七項の規定を適用する。

12 第九項の規定は、法人が分割をした場合について準用する。この場合において、同項中「相続に係る被相続人」とあるのは「分割をした法人」と、「相続人が領収した」とあるのは「分割により事業を承継した法人が領収した」と、「その相続人」とあるのは「その分割により事業を承継した法人」と、「当該相続に係るすべての相続人」とあるのは「当該分割により事業を承継したすべての法人」と読み替えるものとする。

13 第四項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる日の翌日から起算するものとする。

一・二 同・上

（移出に係る課税石油ガスについての石油ガス税の期限内申告による納付等）

第十八条 第十六条第一項の規定による申告書を提出した石油ガスの充てん者は、当該申告書の提出期限から一月以内に、当該申告書に記載した移出に係る納付すべき税額に相当する石油ガス税を、国に納付しなければならない。

2 第五条第一項ただし書又は第六条第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、これらの規定に規定する石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

3 第一項の規定は、同項に規定する申告書を提出すべき石油ガスの充てん者で、当該申告に係る月分の石油ガス税につき国税通則法に規定する期限後申告書又は修正申告書を同項の納期限前に提出したものについて準用する。

第七十四条の五第三号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第四条、第十二条第七項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。

（当該職員の権限）

- 第一十六条 国税庁、国税局、税務署又は税關の当該職員（以下「当該職員」という。）は、石油ガス税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。
- 一 第二十四条に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充てん者に供給する者に対する質問し、又はこれらの者の業務に関する石油ガス、石油ガスの容器、帳簿書類その他の物件を検査すること。
 - 二 課税石油ガスを保税地域から引き取る者に対して質問し、又はその引き取る課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査すること。
 - 三 第一号に規定する者の業務に関する石油ガス又は前号に規定する課税石油ガスについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。
 - 四 運搬中の課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査し、又はこれらを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。
 - 2 当該職員は、石油ガス税に関する調査について必要がある場合には、第二十四条に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充てん者に供給する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の石油ガスの充てん若しくは取引又は消費に関し参考となるべき事項を諮詢することができる。
 - 3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第四条、第十二条第七項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。
 - 4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（保税地域に該当する石油ガスの充填場）

第二十六条 石油ガスの充填場が保税地域に該当する場合には、この法律の適用上

（保税地域に該当する石油ガスの充てん場）

第二十七条 石油ガスの充てん場が保税地域に該当する場合には、この法律の適用

、関税法第二条第一項第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）に該当する課税石油ガスについては、その石油ガスの充填場を保稅地域に該当しない石油ガスの充填場と、その他の課税石油ガスについては、その石油ガスの充填場を石油ガスの充填場でない保稅地域とみなす。

第二十七条 省略

2 省略

- 3 第一項第一号に規定するもののほか、第六条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油ガス税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 前項の犯罪に係る課税石油ガスに対する石油ガス税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて該石油ガス税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

二 省略

- 三 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

- 四 第十七条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

- 五 第二十三条の規定による申告をせず、又は偽つた者

- 六 第二十四条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第二十九条 同上

2 同上

- 一 第十二条第四項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 同上

- 三 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

- 四 第十七条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

- 五 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

- 六 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

- 七 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

上、関税法第二条第一項第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）に該当する課税石油ガスについては、その石油ガスの充てん場を保稅地域に該当しない石油ガスの充てん場と、その他の課税石油ガスについては、その石油ガスの充てん場を石油ガスの充てん場でない保稅地域とみなす。

第二十八条 同上

2 同上

2 前項の規定により第二十七条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

2 前項の規定により第二十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。